



放射能対策推進町民会議だより

第39号 令和元年 5月22日発行 会長：高橋 宣博

事務局：桑折町生活環境課 ☎024-582-2123

平成24年4月に、全町民が会員となって設立した町民会議も7年が経過しました。今まで、国や東京電力等への要望活動や各種講演会、東京電力㈱福島第一原子力発電所の視察研修など様々な活動を行ってきました。今回は、平成30年度実施いたしました事業を報告します。

今後も各種事業に取り組んでまいりますので、町民の皆様のご協力をお願いいたします。

平成30年度事業報告

月日	内容	場所	参加者
平成30年 6月6日	放射能対策推進町民会議だより第37号発行 ・平成29年度事業報告 ・東電から要求書に対する回答		
10月4日	桑折町放射能対策推進町民会議視察研修 ・中間貯蔵施設 ・とまとランドいわき	双葉町 外	役員32名
11月7日	放射能対策推進町民会議だより第38号発行 ・視察研修を開催しました ・司法書士による個別相談会について		
12月2日	原子力損害賠償に係る司法書士による個別相談会 (町及び町民会議共催) ※相談希望はありませんでした	桑折公民館 小日本間	0名
平成31年 3月16日	原子力損害賠償に係る司法書士による個別相談会 (町及び町民会議共催) ※相談希望はありませんでした	桑折公民館 小日本間	0名
3月27日	東京電力に要求書提出 ・原子力損害賠償完全実施と事故対策に関する 要求書を提出しました	役場応接室	会長ほか



(視察研修で説明を聞く参加者)



(東電に損害賠償完全実施等を
要求する町長)

「原子力損害賠償完全実施と事故対策に関する要求」の回答について

去る3月27日に提出した要求書に対する回答が、4月23日に東京電力ホールディングス㈱よりありました。

これからも、原子力損害賠償や原発事故対策へ適切な対応を求め、今後も東京電力に対し継続して要求活動をしてまいります。

回答内容は、裏面のとおりです。



(近藤副代表より回答書を
受け取る牧野副町長)



(東電から回答書の
説明を受ける)

1. 当町がこれまで賠償請求した、本件事故起因の事業に要した人件費等の行政経費及び事故によって生じた税収の減少分で、事故との相当因果関係は明らかであることから、原発事故災害の原因者としてその責任において、賠償を確実、迅速に誠意を持って行うこと。
また、「中間指針はあくまで賠償範囲の最小限の基準に過ぎない」との認識に立ち、柔軟な解釈のもと賠償を行うこと。

(回答)

人件費等の行政経費につきましては、本件事故により支出を余儀なくされた追加的費用について、必要かつ合理的な範囲において、賠償をさせて頂いております。なお、貴町からご請求がありました人件費につきましては、臨時職員人件費や超過勤務手当の一部をお支払しておりますが、追加的なご負担の有無について、改めてご事情を伺いながら適切に対応してまいります。

また、税収の減少につきましては、法律・条例に基づいて賦課、徴収されるという公法的な特殊性があり、いわば税収に関する期待権が損なわれたにとどまること等から、賠償対象となる損害とは認められないと考えております。ただし、目的税を財源とする事業のように、税収と事業支出の連動性が高い事業に係る税収減につきましては、引き続き丁寧にご事情をお伺いし、適切に対応してまいります。

2. 町民が被ったすべての損害に対し、原発事故災害の原因者としてその責任において、それぞれの被害の実態に見合った賠償を確実、迅速に誠意を持って行うとともに、損害が継続する間は被害者に対し誠実に対応すること。

(回答)

弊社は、原子力損害賠償制度の枠組みの下で、中間指針等を踏まえ、損害を被られた方々への公正かつ迅速な賠償金のお支払いに取り組んでまいりました。引き続き、被害を受けられた方々のご事情を丁寧にお伺いし、弊社事故と相当因果関係が認められる損害につきましては、適切に対応させていただきます。

3. 原子力損害賠償紛争解決センターが提示する和解仲介案を原因者として積極的に受け入れ賠償を行うこと。

(回答)

弊社は、これまでも、ADR手続きにおいて、新々・総合特別事業計画で掲げている「和解仲介案の尊重」というお約束に沿い、申立人さま毎の個々のご事情を丁寧にお伺いし、きめ細かく適切に対応していくという方針に基づき、誠実に対応してまいりました。

今後この方針が変わりはなく、引き続き、申立人さま毎の個々のご事情を丁寧にお伺いしながら、きめ細かく適切に対応してまいります。

4. 農林業に係る損害賠償については、依然として被害が発生している状況を踏まえ、事故との相当因果関係の確認を簡易な手法で柔軟に行うなど関係者に過度の負担をかけないようにすること。

(回答)

ご請求の手続きにつきましては、これまでもご請求者さまのご意見等を踏まえ、請求書類の簡素化等に取り組んでまいりました。例えば、平成31年1月以降の農林業の風評賠償のご請求におきましては、農林業関係者さまから頂戴したご意見等も踏まえ、ご請求者さまのご負担軽減のため、ご請求者さまにて賠償金額を算出いただく手順を省き、ご提出いただく証憑等をもとに、弊社にて賠償金額を算出させていただくこととしております。

今後につきましても、適切な賠償をさせていただく観点から、証憑等を確認させていただく必要はございますが、極力ご請求者さまへご負担をおかけしないよう努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

5. 商工業等に係る営業損害の賠償にあたっては、損害が継続する間は、確実に継続するとともに、事故との相当因果関係の確認を簡易な手法で柔軟に行うなど関係者に過度の負担をかけないようにすること。

(回答)

避難指示区域外の商工業者様に対する営業損害賠償につきましては、平成27年8月以降、弊社事故と相当因果関係が認められる損害を被られている方を対象に、将来にわたる賠償として直近の減収にもとづく年間逸失利益の2倍相当額を一括して賠償させていただいております。そのうえで、やむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、弊社事故との相当因果関係が認められる損害が、一括賠償額を超過したとのお申し出がある場合につきましては、個別にご事情を丁寧にお伺いさせていただいたうえで、適切に対応させていただいております。

また、弊社事故との相当因果関係の確認に際しては、お申し出内容により新たに証憑等のご提出をお願いすることもございますが、これまでにご請求者さまよりご提出いただいている証憑等やお申し出内容等を踏まえ、ご請求者さまに過度のご負担をおかけしないよう、ご請求者さまに寄り添ったきめ細やかな対応を徹底してまいります。

6. 被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、未請求者の掘り起こしや周知活動を継続して実施するとともに、将来にわたり消滅時効を援用しないよう具体的に明示すること。

(回答)

いまだご請求いただいていない方に対しましては、相談窓口でのポスター掲示、チラシの設置により、ご請求の呼びかけを実施しております。

また、原子力損害賠償請求権の消滅時効につきましては、時効の完成をもって一律に賠償請求をお断りすることは考えておらず、時効完成後も、ご請求者さまの個別のご事情を踏まえ、柔軟に対応したいと考えております。

7. 福島県内にある原子力発電所については、早期に全て廃炉の決定をし、その考えを明示すること。

(回答)

福島第一原子力発電所1号機から4号機につきましては、平成24年4月19日付け、5号機および6号機につきましては、平成26年1月31日付けで既に廃止しております。福島第二原子力発電所につきましては、昨年6月に「全号機を廃炉の方向で検討を進める」旨を表明し、現在、社長直轄のプロジェクトチームにおいて、「福島第二の安全な廃炉」、「福島第一の廃炉作業も含めた人的リソースの確保」、「経営全般に及ぼす影響」等、様々な観点から課題を整理し、具体的な検討を進めているところです。

全号機かつ4基の廃炉は国内でも例がなく、また並行して福島第一の廃炉作業を安全・着実に進める必要があるものと認識しており、地域の安心に沿うものとなるよう検討を進めてまいります。